

はだのクリーンセンター次期長期包括運営業務及び基幹的設備改良 工事に係る検討支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名称

はだのクリーンセンター次期長期包括運営業務及び基幹的設備改良工事に
係る検討支援業務委託

2 目的

本要領は、秦野市伊勢原市環境衛生組合（以下「当組合」という。）が管理
運営を行うはだのクリーンセンターにおける次期長期包括運営業務及び基幹
的設備改良工事の発注に向けた各種検討に際し、廃棄物処理の専門的な知見
から支援を行う事業者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロ
ポーザル」という。）の実施に係る必要事項を定める。

3 業務内容

別紙「はだのクリーンセンター次期長期包括運営業務及び基幹的設備改良
工事に係る検討支援業務委託仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

5 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 令和7年度 | 8, 050, 000円 |
| (2) 令和8年度 | 18, 000, 000円 |
| (3) 令和9年度 | 10, 500, 000円 |
| 合計 | 36, 550, 000円 |

※この金額は契約予定額を示すものではありません。

6 参加資格

- (1) 令和7年度及び8年度の秦野市競争入札参加資格者名簿（コンサル：営
業種目「廃棄物」）に登録があること。
- (2) 過去10年以内に地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）
に規定する地方公共団体を構成員とする一部事務組合及び広域連合を含

む)が発注する次に示すア及びイの同種業務を全て元請で履行した実績(※現在、履行中の業務を含む。)があること。

ア 蒸気タービン発電機を備えたごみ処理施設の「長期包括運營業務委託」の検討に係る支援業務

イ 蒸気タービン発電機を備えたごみ処理施設の「基幹的設備改良工事」の検討(※長寿命化総合計画の策定を含む。)に係る支援業務

(3) 建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を有すること。

(4) 主任技術者として、3か月以上直接雇用している次のいずれかの有資格者を配置できること。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)に定める技術士(総合技術管理部門(衛生工学・廃棄物・資源循環〔旧:廃棄物管理〕)又は衛生工学部門(廃棄物・資源循環〔旧:廃棄物管理〕))

イ R C C M (廃棄物部門)

(5) 主任技術者が本項第2号の同種業務に携わった経験を有していること。

(6) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準(平成17年4月1日施行)に基づく停止措置の期間中でないこと。

(7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4各号の規定に該当しないこと。

(8) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

(9) 秦野市暴力団排除条例(平成23年秦野市条例第18号)に基づく入札等への排除措置を受けていないこと。

(10) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

(11) 破産の申立てがされていないこと。

7 プロポーザル日程

No.	項目	期間等
1	公募開始	令和7年5月7日(水)から
2	質問受付期間	令和7年5月12日(月)から 5月14日(水)午後5時まで

3	質問回答期限	令和7年5月19日（月）までに回答
4	参加申出書等提出期間	令和7年5月21日（水）から 5月23日（金）午後5時まで
5	参加資格審査結果通知	令和7年5月28日（水）までに通知
6	企画提案書等提出期限	令和7年6月11日（水）午後5時まで
7	企画提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年6月下旬
8	優先交渉権者選定 選定結果通知	令和7年7月上旬
9	契約交渉期間	令和7年7月上旬から中旬
10	契約の締結	令和7年7月下旬

※日程は当組合の都合により変更する場合がある。

8 事業審査会の設置

優先交渉権者の選定に当たり、神奈川県並びに秦野・伊勢原両市及び当組合の職員により構成する本プロポーザルに係る事業審査会（以下「事業審査会」という。）を設置する。

9 関係資料・様式

本プロポーザルに係る次の関係資料・様式（※資料名に付した業務名称は省略）は、本項第11号を除き当組合のホームページからダウンロードすることとし、窓口及び郵送での配布は行わない。

- (1) プロポーザル実施要領（本書）
- (2) 参加申出に係る誓約事項（実施要領別添1）
- (3) プロポーザル企画提案書等作成要領（実施要領別添2）
- (4) プロポーザル評価基準書（実施要領別添3）
- (5) 仕様書
- (6) プロポーザル参加申出書（様式1）
- (7) 会社概要調書（様式2）
- (8) 配置予定主任技術者調書（様式3）
- (9) 業務実績調書（様式4）
- (10) 企画提案書提出届（様式5）

- (11) 企画提案書（任意様式）
- (12) 提案見積書（様式 6）
- (13) 質問書（様式 7）

10 質問書の提出及び回答

本プロポーザル及び業務内容等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出することとし、電話や口頭では受け付けない。

- (1) 提出書類
質問書（様式 7）
- (2) 提出期間
令和 7 年 5 月 1 2 日（月）から 5 月 1 4 日（水）午後 5 時まで
- (3) 提出先
秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設課
電子メールアドレス：keikaku@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp
- (4) 提出方法
電子メールにより提出することとする。
なお、電子メールの表題を「公募型プロポーザル質問書（事業者名）」とし、送信後に確認の電話（0 4 6 3－8 2－2 5 0 2（直通））をすること。
- (5) 質問書への回答
令和 7 年 5 月 1 9 日（月）までに質問者名を伏せて当組合のホームページ上で行う。
なお、この回答は、本要領及び仕様書等と一体の効力を有するものとする。

11 参加申出書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザル企画提案書等作成要領（実施要領別添 2、以下「作成要領」という。）に従い、次のとおり書類を作成し、各 1 部を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル参加申出書（様式 1）
 - イ 会社概要調書（様式 2）
 - ウ 配置予定主任技術者調書（様式 3）
 - エ 業務実績調書（様式 4）

オ 履歴事項全部証明書（法務局が発行する商業登記簿謄本）※写し可

カ 直近年度の納税証明書（法人税、消費税及び地方税）※写し可

(2) 提出期間

令和 7 年 5 月 2 1 日（水）から 5 月 2 3 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出先

〒 2 5 7 - 0 0 3 1 神奈川県秦野市曾屋 4 6 2 4 番地

秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設課（はだのクリーンセンター 3 階）

(4) 提出方法

郵送又は持参とする（※いずれも提出期間内必着）。

ア 郵送の場合

配達や受取日時が証明できる郵送方法による。

なお、提出書類不備のほか、不達及び遅配を原因とし、参加申出者に不利益や損害が生じて、当組合はその責を負わない。

イ 持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までに持参し、業務主管課へ提出すること。

(5) 誓約

参加申出書等の提出をもって、参加申出に係る誓約事項（実施要領別添 1）に誓約したものとみなす。

12 参加資格審査

第 1 1 項に示す参加申出書等の提出を行った全ての事業者（以下「参加申出者」という。）について、次のとおり審査し、その結果通知をもって企画提案審査の参加者（以下「提案者」という。）を決定する。

(1) 審査方法

プロポーザル評価基準書（実施要領別添 3、以下「評価基準書」という。）に基づき参加資格の確認を行う。

(2) 結果通知

参加資格審査の結果については、令和 7 年 5 月 2 8 日（水）までに参加申出者全員に対し、電子メールにより通知する。

13 企画提案書等の提出

提案者は、作成要領に従い、次のとおり書類を作成し、指定部数を提出す

ること。なお、期限までに提出がない場合は、辞退とみなす。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式5）	1 部
イ 企画提案書（任意様式）正本	1 部
ウ 企画提案書（任意様式）副本	7 部
エ 提案見積書（様式6）	1 部
オ アからエまでの電子データを保存したDVD-R等	1 枚

(2) 提出期限

令和7年6月11日（水）午後5時まで

(3) 提出先及び提出方法

第11項第3号及び第4号に準じる。

14 企画提案審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 実施日時

令和7年6月下旬（※確定次第、提案者へ別途通知する。）

イ 会場

神奈川県秦野市曾屋4624番地

秦野市伊勢原市環境衛生組合 はだのクリーンセンター3階

ウ プレゼンテーション及びヒアリング実施要領

(ア) 企画提案書等に基づき、提案者によるプレゼンテーション及び事業審査会の委員によるヒアリングを行う。所用時間は、プレゼンテーション20分、ヒアリング20分を目安とし、合計40分以内とする。

(イ) 会場に入室できる提案者の人数は、1事業者当たり3名までとする。

(ウ) プレゼンテーション及びヒアリングは、事業者名を伏して行うので、入室時は社章、名札等は身に着けないこと。

また、発言者は自社名等を発しないように注意すること。

(エ) 説明は、企画提案書に基づいて行うこと。企画提案書を抜粋したパワーポイント等をスクリーンに投影することは認めるが、追加資料の配付は認めない。

(オ) スクリーンは当組合が用意する。プロジェクター、パソコン及びその他必要な機器等は提案者が用意すること。

(カ) 提案者は、質疑応答の内容について、任意様式で議事録（要旨）を

作成し、次のとおり電子メールにて提出すること。

なお、議事録の作成を目的としたＩＣレコーダーの使用は認める。

a 提出期限

プレゼンテーション及びヒアリング実施日の翌々日まで（土曜日、日曜日及び祝日は含まない）とする。

b 提出先

秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設課

電子メールアドレス：keikaku@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp

(2) 審査基準

評価基準書に基づき、事業審査会が審査する。

15 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

事業審査会において、企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容に基づき企画点を、提案見積書（様式６）の価格に基づき価格点を採点し、その合計点が最も高い提案者を優先交渉権者に選定する。

なお、合計点が同点の場合は、企画点がより高い提案者を選定するものとし、企画点も同点の場合は、過去１０年以内に履行した同種業務実績（※第６項第２号を参照）の件数が多い方とする。

なお、全ての提案者において企画点が満点の５０％未満の場合は、適切な提案がないものとし、価格点に関わらず選定しない。

(2) 次点交渉権者の選定

優先交渉権者の辞退又は参加資格の喪失（※第１９項を参照）が生じた場合は、次に合計点が高い提案者を繰り上げて選定する。

16 選定結果の通知等

優先交渉権者の選定結果については、令和７年７月上旬までに全ての提案者に書面で通知するとともに、優先交渉権者以外の提案者名を伏せて、当組合のホームページ上で公表する。

17 契約交渉及び見積書の提出

優先交渉権者と当組合の間で、契約に向けた仕様の確定に係る契約交渉（※令和７年７月上旬から中旬までの間、１週間以内の期間を設ける。）を行う。

優先交渉権者は、確定した仕様に基づき、契約に必要な見積書を別に指定する期限までに当組合へ提出すること。

なお、優先交渉権者が当組合と契約の合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と契約に向けた調整を行うものとする。

18 契約締結

第17項で提出された見積書について当組合と優先交渉権者が合意した後、契約を締結する。

19 参加資格の喪失

次のいずれかの事由に該当した場合は、参加資格を喪失し、提出された企画提案書等は無効とする。

- (1) 参加申出以降に、本実施要領に基づく参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、又は記載内容が虚偽であった場合
- (3) 本実施要領に定める以外の方法で、本プロポーザル期間中に事業審査会又は関係職員に本件に関する援助を求めるなど、不適切な行為が確認された場合
- (4) 上記各号に該当するほか、事業審査会が著しく信義に反すると認めた場合

20 留意事項

- (1) 提出書類については、返却しない。
- (2) 提出書類の提出期限後の変更、再提出等は認めない。
- (3) 提出書類作成等の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 本業務を一括して第三者へ委託等してはならない。
また、業務の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面により当組合の承諾を得なければならない。
- (5) 提出書類は、優先交渉権者の選定以外の目的で、参加者に無断で使用しないこととし、当組合への情報公開請求においても開示しない。
- (6) 参加申出書及び企画提案書等に記載された主任技術者等の本業務に携わる予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のや

むをえない理由が生じた場合は、当組合了承の下、これを変更できる。

- (7) 参加申出以降に辞退する場合は、書面により辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、辞退により、今後、当組合が主体となつて行う公募型プロポーザルや一般競争入札において、不利益な取り扱いを受けない。

- (8) 参加申出者が1者であっても本プロポーザルは成立し、各審査を実施する。
- (9) 提案者が優先交渉権者の選定結果について説明を求める場合は、選定結果の通知書が提案者に到達した日の翌日から起算して5日以内に書面（任意様式）を提出すること。ただし、選定結果への異議は認めない。

21 業務主管課・問合せ先

秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設課

〒257-0031 神奈川県秦野市曾屋4624番地

電話 0463-82-2502（直通）

FAX 0463-83-5933

電子メールアドレス： keikaku@hadanoshi-iseharashi-kek.or.jp